

ミャンマーの労働者派遣システム

—タイとマレーシアへの派遣を事例に—

ナンミヤケーカイン

今日、ミャンマーから外国に「出稼ぎ」の目的でいく労働者の数は、増え続けている。しかし、一九八〇年代までは移民労働者はほとんどみられなかった。その背景には、社会主義政権下でパスポート発行の強い規制と閉鎖的な経済政策によって農村部では貨幣経済の浸透力が弱かったため、貧しいながらも自給自足的な生活が強いながらも自給自足的な生活が強い

いられていたからであった。当時、外貨(米ドル)を稼ぐのは外国籍およびミャンマー国営の大型船の「乗組員」として働く人だけだった。しかも、その「乗組員」職は専門職分野のもので、ステータスも高く、収入も高い職業だった。そのため、就労者の数も非常に少なかった。

一九九〇年以降の軍事政権下では、著しい数の難民や合法/非合法の移民労働者など様々な形で外

国に出始めた。移民労働者が流出した要因は、国民登録証を持つミャンマー人であれば誰でもパスポート取得が可能になったこと、国内で雇用機会を生み出す産業らしい産業が育つておらず大学を出ても働く機会が公務員以外にないに等しかったことなどが挙げられる。

そして、今ではミャンマー人移民労働者は総人口約五一〇〇万の一角に当たる約五〇〇万人にも上るといわれている。特に移民労働者の多い出先は隣国のタイとマレーシアで、タイには約二〇〇万人以上、マレーシアには約四〇〇万人以上のミャンマー人移民労働者がいるといわれている。

本稿では、ミャンマーから多くの移民労働者が出ているタイとマレーシアに労働者を送り出している斡旋業者への訪問ヒアリング調査(二〇一五年八月実施)から明

らかになった労働者派遣システムを解説し、タイとマレーシアへの派遣状況を比較検討する。最後に、今後に向けて合法的な労働者派遣システムの定着化の可能性について考察を試みる。

●ミャンマー労働者斡旋業者の誕生

ミャンマーが労働者を制度化して外国に送り出したのは一九九八年の「海外就労に関する国家平和発展評議会法律」(Law Relating to Overseas Employment, The State Peace and Development Council Law No.3/99——以下、一九九八年海外就労法)が制定された以降となる(参考文献①)。今回、二〇一五年八月に訪問調査した三つの斡旋業者(以下、エージェント)とも一九九八年海外就労法が制定される前に設立された

会社であるが、制定後一九九八年海外就労法により登録無効となったため、一九九八年海外就労法に基づいてミャンマー労働・雇用・社会保障省(Ministry of Labour, Employment and Social Security: MOLES)——以下、本省)にエージェント・ライセンスを申請・取得し直した業者ばかりだった。

一九九八年海外就労法に基づいて本省に登録している業者は二〇一四年六月現在、二〇二社ある。そのうち、タイ向けのエージェントは、六八社となっている。これらのエージェントの詳細情報は本省の公式ホームページで公開されている。今回の訪問調査を受け入れてくれた業者はいずれも本省の登録リストにある。

二〇一二年一二月末時点でタイ向けのミャンマー人移民労働者総数は約一四一万人で、そのうち二国間覚書による労働者数は約三万六〇〇〇人である(参考文献②)。このように二国間覚書によって派遣された労働者の数は把握できていない総数の約二・六%しかなく、合法的な派遣労働者としては非常に少ない数に留まっている。しかし

最近、二〇一五年七月本省管轄の労働局統計によると、二〇一四年度の派遣労働者数はタイに三万三〇〇〇人、マレーシアに約二万五〇〇〇人、二〇一五年一月から五月まではタイに約一万九〇〇〇人、マレーシアに約一万二〇〇〇人となっている(参考文献③)。このようにエージェントを介して正式な派遣労働者としてミャンマーからタイ向けとマレーシア向けに送り出されるまでのそれぞれの過程を詳しくみていくことにしよう。

●タイ向け労働者派遣システム

タイとミャンマー政府は移民労働者の雇用に関する協力関係について定められた内容を二国間覚書として二〇〇三年六月に締結した。しかしながら、本覚書に基づく労働者の送り出しは、両国間の交渉が難航したため二〇一〇年になって初めて開始された。まず、タイ雇用主は管轄のタイ雇用局に派遣労働者要請書を提出した後、タイ雇用局本部にその要請書が送られる。そして、その要請書はタイ雇用局から在バンコク・ミャンマー大使館にいる本省職員に渡り、当局により要請された企業に関する調査が行われる。その調査報告を

添えてミャンマー海外雇用派遣業協会 (Myanmar Oversea Employment Agencies Federation : M O E A F) 以下、協会) に書類一式を送付する。協会は到着した書類一式に協会推薦状を添え、ネピドーの本省に提出する。本省大臣執務室で一週間ほどかかって、さらに閣議決定に承認申請をするが、承認が下りるまで一〜二週間ほどかかる。

一方、タイの雇用要請書がネピドーの本省に到着した時点で公示され、その要請書に記載された条件に合う派遣労働者の募集活動が本省に登録されているミャンマー・エージェント各社によって開始される。ミャンマー・エージェント各社は自社に登録されたリクルーターを介してミャンマーの各地で派遣労働者集めに走り出すのである。ここではミャンマー・エージェントの派遣労働者の人選方法について、テイ・テイ・エス (T T S) 社を事例として取り上げる。テイ・テイ・エス社の場合は、応募してきた労働者の集団研修を行う。最初は健康診断を受けてもらい、派遣先の職場や生活における「Do's and Dont's」講義を受ける、簡単な語学を習う、規律

や周囲の人々との順応性をみるための心理的テストを受けるなど独自に開発されたスクリーニング項目に基づいて人選を行う。二〜三日かけた研修に合格した人に通常のパスポート(五年間有効)を申請して交付する。そのように選ばれた派遣労働者は閣僚会議で決定された雇用要請書に署名をし、タイ向け派遣労働者リストを本省より承認を得ることでミャンマー人労働者派遣が正式決定となる。

その後は、本省からタイ雇用局本部へ、さらにはタイ入国管理局本部とタイ国境入国管理局を経て派遣労働者リストが国境チェックポイントに送られていく。一方、同じ書類一式はタイ雇用局本部から在バンコク・ミャンマー大使館とチェックポイントにあるミャンマー労働局を経由して国境チェックポイントに送られていく。実際、ミャンマー・エージェントが派遣労働者をコッタウン(Kaw Thauung)、ミヤワディ(Myaw Waddi)、ターチレイク(Tarchileik)の三カ所のチェックポイントから国境を越えてタイに入国し、雇用要請依頼のあった企業に到着するまでミャンマー・エージェントが責任持つて派遣しなくてはならない。以上

のような一連のタイ向け派遣手続きは一〜二カ月ほどかかるという。

●マレーシア向け労働者派遣システム

マレーシアとは二国間覚書は締結していないが、ミャンマー側の派遣時手続きは基本的にタイと同じようなプロセスを辿る。一九九八年海外就業法に基づいて本省に登録したミャンマー・エージェントのみマレーシアにも労働者を派遣できるようになっている。二国間覚書が締結されていないので、マレーシアでの雇用機会情報を知してくれるマレーシア・エージェントとパートナーになっておくことが重要である。時にはマレーシアのエージェントも雇用主から情報を直接入手したわけではなくサブ・エージェントが存在したりすることもある。

まず、雇用主であるマレーシア企業が雇用条件を含む募集要項をマレーシア・エージェント経由でミャンマー・エージェントにメールで送る。ミャンマー・エージェントは募集要項を入手したら地方にいるリクルーターにその雇用条件を伝えて、マレーシアに出稼ぎに行きたい労働者を集めてもらう。

労働者が確保できたら地方からヤンゴンに二〜三日程度リクルーターに連れてきてもらい、健康診断を受け、合格した人にパスポート申請手続きを行う。その後、一連の手続きが完了するまで労働者は一旦地方に戻って、出国する直前までエージェントからの連絡を待つことになる。

パスポート申請から一週間後には労働者のパスポートが受け取れるようになるので、エージェントが代理で受け取り、必要な書類一式（例えば、派遣労働者を要請するマレーシア企業の概要、雇用要請書、労働者との雇用契約書〔仮〕）を在クアラルンプール・ミャンマー大使館に送る。そして、在クアラルンプール・ミャンマー大使館にいる本省職員が要請企業を調査し、報告書を封印してミャンマー・エージェントに送り返してくる。ミャンマー・エージェントはその封印したままの在クアラルンプール・ミャンマー大使館本省職員の報告書と協会推薦状と派遣労働者関係書類一式を本省の労働局、そして本省大臣執務室を経由して閣僚会議に派遣許可の申請を行う。

一方、ミャンマー・エージェン

トから派遣労働者健康診断合格書やパスポートコピーや履歴書など関係書類一式をマレーシア・エージェントに送り、マレーシア・エージェントがマレーシア側で行うべき手続きを実施する。例えば、入国管理局に査証の申請を行うなどである。

ミャンマー政府の閣僚会議から申請後二〜三週間したら許可が下り、査証許可が下りた後にもう一回、健康診断を行い、出発前研修を労働者が受けることになる。そして、最終的な雇用契約を結び、エージェント費用などを支払って出国となる。このような手続きに最低三カ月半から四カ月間ほどかかり、場合によってはそれ以上かかるケースもある。そのためミャンマー政府やマレーシア政府からの許可を待っている間、労働者の気持ちが変わり、派遣労働者として出国することを辞退する人が多々いるという。エージェントとしては手数料を相手国のエージェントと折半することになるので、労働者が辞退して手数料が不履行となった場合、マレーシア・エージェントへの支払いができないためトラブルに発展することがある。

●タイとマレーシアの派遣状況と比較検討

タイとマレーシアへの派遣システムのおおきな違いは、二国間覚書を締結しているか否かである。マレーシアとは二国間覚書を締結していないため、マレーシアからの募集情報はもっぱらマレーシア・エージェントに頼ることになる。また、マレーシア雇用主との間にサブ・エージェントが存在していた場合は、ミャンマー側に提示してきた雇用条件と実際に雇用先に労働者が到着してから提示された雇用条件（主に給与など金銭的な条件）にズレがあることもある。そのため、ミャンマー・エージェントが派遣労働者にクレームを受けたり、ミャンマー人派遣労働者が不服を本省に直接申し出たりすることがある。

派遣労働者にとって重要なことは、給与、出発前準備金としての初期費用、出発まで手続きに要する期間の三点セットである。そこで、タイとマ

レーシアへの派遣状況を派遣労働者の視点から比較検討する（表1）。まず給与に関していえば、タイでは約八〇〇〇バーツ（約二二〇米ドル）、マレーシアでは約九〇〇リンギット（約二一〇米ドル）となり、それほど大差はないが、契約期間が三年間と長いマレーシアのほうを好む労働者が多い。し

表1 タイとマレーシアへの派遣労働者状況比較

項目	タイ向け	マレーシア向け
2014年度派遣労働者数	33,000人	25,890人
2015年1月～5月派遣労働者数	19,476人	12,150人
契約形態	MoUに基づく	雇用要請書に基づく
契約期間	基本2年	2年～3年
出発までの期間	1～2カ月	3.5～4カ月
移動手段	陸路（バス）	空路（飛行機）
初期費用	約200米ドル+約280米ドル	約850米ドル
職歴経験	特に求めない	特に求めない
職種	非熟練労働者	非熟練労働者
学歴	求めない又は小学校卒業	中学校卒業
給与	8,000バーツ（≒220米ドル）	900リンギット（≒210米ドル）
就労セクター	食料加工業、製造業、サービス業	製造業、建設業
言葉	タイ語	マレー語
宗教	仏教	イスラム教

（注）各通貨から米ドルは2015年11月11日、<http://www.bloomberg.co.jp/tools/calculators/currency.html>、を使って変換。

（出所）2015年8月のヒアリング調査より作成。



ヤンゴンにある労働者海外派遣会社（筆者撮影）

かし、費用の面では、空路でしか渡れないマレーシアは航空券とミャンマー・エージェント手数料込みで約八五〇米ドルとやや高めである。それに対し、タイには陸路で渡るため初期費用はミャンマー・エージェント手数料一五万チャットと研修費五万チャットで、約二〇〇米ドルほどである。それ以外にタイ側で発生した初期費用一万バーツ（約二八〇米ドル）は

雇用主が立て替えて支払ってあり、労働者が就労し始めてから一〇カ月間分割で給与から天引きされる。このようにマレーシアに派遣労働者として行こうと考えた時、出発前費用は最低でも一〇〇万チャットが要るので、ある程度、貯蓄力のある層（低所得者層の上もしくは中所得者層）の人々しか行けないのである。それに比べ、タイの場合は出発前にミャンマー・エージェントに支払う費用は約二〇万チャット（マレーシアの五分の一）と低所得者層の中や下の人々も頑張つて貯蓄すれば手の届く範囲である。しかもタイは出発まで一〜二カ月間しかかからないのに対し、マレーシアの場合はタイの約倍以上の間がかかることになる。

●結びにかえて

以上の比較検討要素三点セットからみえてくるのは、派遣労働者にとってマレーシアよりタイに行きやすい条件が揃っていることが明らかである。しかも、ミャンマーと同じ仏教国であり、食べ物の味付けなども馴染み深い環境がある。何より同胞の移民労働者が数多くおりコミュニティが形成されているので、労働者を送り出す家族にとっても本人にとっても安心感のある出稼ぎ先である。そのため、今後タイ向け派遣労働者を多く送り出し続けるであろう。

また、ミャンマーからマレーシア向けの派遣労働者の数も二〇一五年度前半から急増している。二〇一五年前半の勢いで派遣が継続されれば二〇一四年度の数を上回る可能性が大きい。二〇一四年度は平均して一カ月に二一五〇人出国していたのに対し、二〇一五年五月まで一カ月あたり二四三〇人がマレーシアに出稼ぎ労働者として行っている（参考文献③）。このようにマレーシアに向けてのミャンマー人労働者派遣は増加傾向にある。

タイ、マレーシアの両国に向けた労働者派遣システムは手続き上

複雑かつ時間がかかる、といった問題点はあるにせよ、各当局の監視・管理体制の下に労働者を正式に派遣することで、ミャンマー人派遣労働者にとって少しでも安心・安全な雇用条件・就労環境確保が可能になるであろう。

(Nang Mya Kay Khang / 東京外国語大学非常勤講師)

《参考文献》

① 山田美和「ミャンマー人移民の問題——越境する人的資源のゆくえ」(工藤年博編『ミャンマー政治の実像——軍政二三年の功罪と新政権のゆくえ』アジア経済研究所、二〇一二年)二七六ページ。

② 「タイにおける移民労働者受け入れ政策の現状と課題——メコン地域の中心として」(山田美和編『東アジアにおける移民労働者の法制度』アジア経済研究所、二〇一四年)一四三ページ。

③ Phyo Thu, July "Flow of Myanmar Workers into Malaysia Risks in 2015," *Myanmar Business Today Journal*, Vol.3, Issue 27, 2015.